

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大していること、県内においても感染が断続的に確認されていること等を踏まえ、県では、令和2年11月25日、「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」を開催し、感染が拡大している地域への移動はできるだけ控えることや基本的な感染防止対策の徹底等、当面の対応方向を確認したところです。さらに本日、重症入院患者数等の各種指標の状況から「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」がレベル3（【警戒】感染の広がりが懸念される状態）に引き上げられております。

学校では、現時点では、感染拡大は確認されていないものの、家庭内感染等により学校関係者の感染が確認されております。「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、令和2年6月26日付け高教第298号、同年7月8日付け高教第333号及び同年8月4日付け高教第401号にて通知しているところですが、昨今の全国や県内の状況を踏まえ、学校における下記の対策について改めて徹底するよう県立高校及び特別支援学校に通知するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の対応を依頼しております。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 基本的な感染防止対策について

マスクの着用、身体的距離の確保（1メートル目安）、こまめな手洗いや手指消毒、3密回避について、改めて徹底すること。

(2) 検温について

保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、登校を控えるよう促すこと。

(3) 換気と保湿について

- ・ 室温が下がらない範囲で（室温は18℃以上を目安とする）、着衣等による防寒対策を行いながら、2方向の窓や戸を開け1時間に1～2回程度の換気の実施を徹底すること（または常時少し窓を開ける）。機械換気が整備されている場合は活用すること。
- ・ 換気をしながらも、湿度40%以上を目安とし、必要に応じて加湿器を使用する、濡れた布等を教室内で干す、こまめな拭き掃除を行うなど工夫すること。

(4) 体育の授業等マスクを着用しない場面での対応について

体育の授業等、マスクを外して活動してもよいとしている場面においてマスクを外して活動する場合は、事前の体調確認※、必要に応じた身体的距離の確保と換気を徹底すること。

※ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。

2 出張等における感染防止行動の徹底について

(1) 教職員の出張について

感染が拡大している地域への不要不急の出張は、引き続きWeb会議等の活用により控えるよう所属職員に対して周知すること。

また、最近の県内の感染確認事例をみると、県外に出張した際の飲酒を伴う会合での感染が疑われることを踏まえ、県外の出張先での飲酒を伴う会合は控えるよう所属職員に対して徹底すること。

(2) 修学旅行や部活動の遠征等について

- ・ 感染が拡大している地域への旅行等は目的地の変更等の見直しについて十分検討を行うこと。
- ・ 旅行等の際は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等も参考に旅行業者や宿泊施設管理者等と連携し、感染防止対策を徹底すること。特に宿泊施設利用時や食事施設利用時は、『『感染リスクが高まる5つの場面』(令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言抜粋) **別添**』も参考に対策を徹底すること。
- ・ 部活動の遠征等に関しては、以下の通知等を踏まえて実施すること。
 - ①「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版 Ver.3)」(令和2年11月6日付け高教第638号スポ保第782号)
 - ②「体育・スポーツ活動に関わる諸届出の提出について」(令和2年4月9日付けスポ保第55号)
 - ③「部活動における諸届出提出等のお願ひ」(令和2年9月17日付け事務連絡)

3 感染者等に対する差別・偏見等の防止等について

- ・ 感染された方やその家族、医療関係者等に対する心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう指導を徹底すること。
- ・ 感染した児童生徒をはじめとして、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や、健康相談を実施するとともに必要に応じてスクールカウンセラー等の活用も行いながら、心のケアの充実を図ること。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉 高校教育課 TEL023-630-3067、3106

〈特別支援学校に関すること〉 特別支援教育課 TEL023-630-3346

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉 スポーツ保健課 TEL023-630-2562

〈小中学校に関すること〉 義務教育課 TEL023-630-3416

〈教職員に関すること〉 教職員課 TEL023-630-2563